

令和6年度 愛別町水道水質検査計画

水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき、水質検査計画を策定しましたので公表いたします。

1 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水場などの系統を代表する給水栓で行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目を実施します。その他として石狩川原水、またクリプトスポリジウム指標菌の検査を実施します。
- (3) 水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合、速やかに臨時検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和4年度

給水人口	2,279 人
普及率	90.04 %
1日最大給水量	1,551 m ³
1日平均給水量	396 ㎥

(2) 浄水場の名称及び浄水方法

浄水場の名称	愛別浄水場
浄水方法	急速ろ過方式

(3) 水源の名称及び種別

水源の名称	石狩川水系石狩川
水源の種別	伏流水

3 水道の原水及び水道水の状況

(1) 原水水質で留意すべき事項

愛別町水道水の取水地点上流域には、家畜舎等の原水の汚染要因があり、水質管理上注意すべき項目があります。

(2) 水道水の状況

水道水は、浄水場において原水の状況に応じた適正な浄水処理を行っており、水質基準にすべて適合し、安全で良質な水をお届けしています。

4 水質検査項目と検査頻度

(1) 毎日検査

色、濁り、消毒の効果の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。

(2) 水質基準項目の検査

浄水の水質基準項目検査、原水の水質検査、クリプトスポリジウム等対策指針に基づく指標菌検査については、別表のとおり実施します。

5 水質検査採水場所

原水	愛別浄水場
浄水	愛別町役場給水栓

6 水質検査の委託

(1) 委託する検査内容

毎日検査以外の検査及び臨時の水質検査を委託します。

(2) 委託検査機関

地方公共団体の機関または水道法第20条第3項で定められた厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

7 臨時の水質検査の要件

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき。

(2) 水源に異常があったとき

(3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

(4) 浄水過程に異常があったとき。

(5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

(6) その他特に必要があると認められるとき。

8 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画及び検査結果については、町ホームページで公表します。

9 水質検査結果の評価と見直し

水質検査結果の評価は検査ごとに行います。また、水質検査計画の見直しは、これまでの検査結果の状況に基づいて行います。

10 水質検査の精度と信頼性の保証

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限値を確保し、定量下限値付近においても精度の高い測定に努めます。

11 関係者との連携

水源周辺で水質事故が発生した場合は、愛別町税務住民課、上川保健所、関係市町村、北海道、北海道開発局などと連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適切な対応に努めます。